

(別紙)

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="801 571 1088 751">府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p data-bbox="645 815 1088 995">[最終改正] <u>府子本第904号</u> <u>2文科初第837号</u> <u>子発0910第4号</u> <u>令和2年9月10日</u></p> <p data-bbox="237 1106 633 1286">各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会</p> <p data-bbox="730 1177 763 1209">殿</p>	<p data-bbox="1675 571 1962 751">府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p data-bbox="1601 815 1962 995">[最終改正] <u>府子本第744号</u> <u>30文科初第611号</u> <u>子発0720第1号</u> <u>平成30年7月20日</u></p> <p data-bbox="1111 1106 1507 1286">各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会</p> <p data-bbox="1603 1177 1637 1209">殿</p>

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
武川 光 夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
安藤 よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定
等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業者の確認に係る留意事項等について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
武川 光 夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
安藤 よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の
確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則（子ども・子育て支援

<p>4 運営基準 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u></p> <p>5 保育の必要性 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の規則第1条の5各号に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること</p> <p>[6 ~ 1 4 略]</p> <p>第2 子どものための教育・保育給付の<u>支給に係る認定等</u>に係る事務</p> <p>1 保育の必要性に係る事由（<u>法第19条第1項第2号及び第3号、規則第1条の5</u>）</p> <p>（1）趣旨</p> <p>ア 保育の必要性に係る事由として、従前の「保育に欠ける事由」（<u>児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）による改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条</u>）に加え、<u>各市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用を明記したこと。</p>	<p><u>法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第55号）による改正後のもの</u>）</p> <p>4 運営基準 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u></p> <p>5 保育の必要性 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の規則第1条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること</p> <p>[6 ~ 1 4 同左]</p> <p>第2 子どものための教育・保育給付の<u>支給認定等</u>に係る事務</p> <p>1 保育の必要性に係る事由（<u>法第19条第2号及び第3号、規則第1条</u>）</p> <p>（1）趣旨</p> <p>ア 保育の必要性に係る事由として、従前の「保育に欠ける事由」（<u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条</u>）に加え、<u>各市町村</u>における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用を明記したこと。</p>
---	--

[イ・ウ 略]

(2) 留意事項

ア 規則第1条の5第1号(就労)

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 就労時間については、1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることを要件としている。

これは、保育必要量の認定(以下の3参照)が、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分けて行うこととされたことに伴い、保育短時間認定における就労時間の範囲の設定に関する次の考え方を踏まえたものであること。

- ・ 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- ・ 保育の必要性の認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収れん・一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応してい

[イ・ウ 同左]

(2) 留意事項

ア 規則第1条第1号(就労)

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 就労時間については、1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることを要件としている。

これは、保育必要量の認定(以下の3参照)が、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分けて行うこととされたことに伴い、保育短時間認定における就労時間の範囲の設定に関する次の考え方を踏まえたものであること。

- ・ 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- ・ 保育の必要性の認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収れん・一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応してい

くことを基本とする。

- ・ 保育短時間認定に当たっては、その対象として主にパートタイム就労を想定していることから、フルタイム就労よりも時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。

- ・ その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定する。具体的には、フルタイム就労者は

1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること

1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であること

を踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。

- ・ その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

イ 規則第1条の5第4号（同居の親族の介護又は看護）

当該子どもの兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、介護又は看護を必要とするような場合についても対象

くことを基本とする。

- ・ 保育短時間認定に当たっては、その対象として主にパートタイム就労を想定していることから、フルタイム就労よりも時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。

- ・ その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定する。具体的には、フルタイム就労者は

1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること

1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であること

を踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。

- ・ その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

イ 規則第1条第4号（同居の親族の介護又は看護）

当該子どもの兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、介護又は看護を必要とするような場合についても対象

とするものであること。

ウ 規則第1条の5第9号（育児休業取得時の継続利用）

[(ア)・(イ) 略]

エ その他の事項

(ア) インターンシップの取扱い

インターンシップについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労(規則第1条の5第1号)」、「求職活動(同条第6号)」等に該当するものとして認定を考慮するほか、一時預かり事業により対応するといった柔軟な対応をとること。

(イ) ボランティア活動の取扱い

ボランティア活動については、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応するほか、「災害復旧(規則第1条の5第5号)」又は「市町村が認める事由(同条第10号)」に該当するものとして認定を考慮するといった柔軟な対応をとること。

2 教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6条）

(1) 教育・保育給付認定手続に関する基本的考え方

ア 法に基づく給付を受けて特定教育・保育を受けるためには、保護者は、法第20条第1項の規定による認定を受けるほか、特定教育・保育施設の利用申込み等の手続を行う

とするものであること。

ウ 規則第1条第9号（育児休業取得時の継続利用）

[(ア)・(イ) 同左]

エ その他の事項

(ア) インターンシップの取扱い

インターンシップについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労(規則第1条第1号)」、「求職活動(同条第6号)」等に該当するものとして認定を考慮するほか、一時預かり事業により対応するといった柔軟な対応をとること。

(イ) ボランティア活動の取扱い

ボランティア活動については、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応するほか、「災害復旧(規則第1条第5号)」又は「市町村が認める事由(同条第10号)」に該当するものとして認定を考慮するといった柔軟な対応をとること。

2 支給認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6条）

(1) 支給認定手続に関する基本的考え方

ア 法に基づく給付を受けて特定教育・保育を受けるためには、保護者は、法第20条第1項の規定による認定を受けるほか、特定教育・保育施設の利用申込み等の手続を行う

必要がある。

このことについて、市町村及び保護者の事務負担軽減や従来の幼稚園における園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定を希望する場合には、令和元年9月以前の幼稚園就園奨励費の事務も参考に、保護者が入園予定の施設(認定こども園及び幼稚園)を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とすること。(規則第2条第3項、第5条)

ただし、入園予定の施設の内定が得られていない、年度途中に転居したなど、入園予定の施設が決まっていない場合等においては、保護者が市町村に直接認定の申請を行うことも考えられること。

[イ～エ 略]

オ エの場合において、2号認定を受けた子どもが最終的に幼稚園に入園することとなった場合、教育課程に基づく教育時間が特例施設型給付の対象となり、それ以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応することが可能であるとともに、転園の意思がないときは、2号認定を教育標準時間認定へ変更することも考えられること。2号認定を受けた子どもが最終的に認定こども園(教育標準時間認定に係る利用定員に限る。)に入園することとなった場合、特例施設型給付の仕組みの適用はなく、入園までに教育・保育給付認定を教育標準時間認定へ

必要がある。

このことについて、市町村及び保護者の事務負担軽減や現行の幼稚園における園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定を希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設(認定こども園及び幼稚園)を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とすること。(規則第2条第3項、第5条)

ただし、入園予定の施設の内定が得られていない、年度途中に転居したなど、入園予定の施設が決まっていない場合等においては、保護者が市町村に直接認定の申請を行うことも考えられること。

[イ～エ 同左]

オ エの場合において、2号認定を受けた子どもが最終的に幼稚園に入園することとなった場合、教育課程に基づく教育時間が特例施設型給付の対象となり、それ以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応することが可能であるとともに、転園の意思がないときは、2号認定を教育標準時間認定へ変更することも考えられること。2号認定を受けた子どもが最終的に認定こども園(教育標準時間認定に係る利用定員に限る。)に入園することとなった場合、特例施設型給付の仕組みの適用はなく、入園までに支給認定を教育標準時間認定へ変更すると

変更するとともに、教育課程に基づく教育時間以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応すること。

3号認定を受けて地域型保育事業を利用していた子どもが満3歳に達したことにより2号認定を受け、最終的に幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合についても、それぞれ同様に対応すること。

カ 特定教育・保育施設には該当しない国立大学附属幼稚園や確認を受けない私立幼稚園や、地域子ども・子育て支援事業を利用する場合にあっては、教育・保育給付認定の申請は不要であること。

（2）保護者の選択の尊重

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないとき

ともに、教育課程に基づく教育時間以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応すること。

3号認定を受けて地域型保育事業を利用していた子どもが満3歳に達したことにより2号認定を受け、最終的に幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合についても、それぞれ同様に対応すること。

カ 特定教育・保育施設には該当しない国立大学附属幼稚園や確認を受けない私立幼稚園や、地域子ども・子育て支援事業を利用する場合にあっては、支給認定の申請は不要であること。

（2）保護者の選択の尊重

今般の子ども・子育て支援新制度は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないときは、保育の必要性の認定

は、保育の必要性の認定の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育の必要性の認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

(3) 支給認定証の記載事項(規則第6条)

支給認定証には、教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日(規則第6条第1号)、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日(同条第2号)、保育の必要性に係る事由及び保育必要量(同条第5号)等同条各号に掲げる事項を記載することとされている。なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることとなるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知することとしている(規則第7条)。このため、支給認定証にはこれを記載しないようにすること。

(4) 保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときの通知(法第20条第5項)

の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

(3) 支給認定証の記載事項(規則第6条)

支給認定証には、支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日(同条第1号)、当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日(同条第2号)、保育の必要性に係る事由及び保育必要量(同条第5号)等同条各号に掲げる事項を記載することとされている。なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることとなるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知することとしている。このため、支給認定証にはこれを記載しないようにすること。

(4) 保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときの通知(法第20条第5項)

法第20条第5項の規定による通知は、当該保護者が異議申立て等を行うことを妨げないよう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整の状況等にかかわらず、できる限り速やかに行うよう努めること。

(5) [略]

3 保育必要量の認定(法第20条第3項、令第1条の2、規則第3条、第4条)

(1)趣旨

ア [略]

イ 保育必要量は、給付(委託費)の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方に基づき、年間の日数の枠としては、新制度施行前における保育所の年間開所日数(約300日)と同

法第20条第5項の規定による通知は、当該保護者が異議申立て等を行うことを妨げないよう、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整の状況等にかかわらず、できる限り速やかに行うよう努めること。

(5) [同左]

3 保育必要量の認定(法第20条第3項、令第1条、規則第3条、第4条)

(1)趣旨

ア [同左]

イ 保育必要量は、給付(委託費)の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方に基づき、年間の日数の枠としては、現行制度における保育所の年間開所日数(約300日)と同様と

様としたこと。(保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日(1か月25日間)の開所を前提としている。)

ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、新制度施行前における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る保護者も多いところであるが、新制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

(2) 留意事項

ア 保育必要量に係る時間数

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

(ア)「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、新制度施行前における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間(最大292時間・最低212時

したこと。(保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日(1か月25日間)の開所を前提としている。)

ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、現行制度における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る保護者も多いところであるが、新制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

(2) 留意事項

ア 保育必要量に係る時間数

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

(ア)「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間(最大292時間・最低212時間)と

間)とすること。

(イ) [略]

イ 保育の必要性に係る事由が就労である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 保育の必要性に係る事由が就労(規則第1条の5第1号)である場合における保育必要量の認定は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間認定とすること。

[(イ)・(ウ) 略]

ウ 保育の必要性に係る事由が就労以外の事由である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 就労以外の事由については、例えば同居の親族を常時介護又は看護している場合(規則第1条の5第4号)であっても、付添いに必要な時間が人によって異なることが考えられることから、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とすること。

ただし、妊娠・出産(同条第2号)、災害復旧(同条第5号)及び虐待又はDVのおそれがあること(同条第8号)といった事由については、一律に保育標準時間認定とすること。(規則第4条第1項)

(イ) 保護者の疾病・障害(規則第1条の5第3号)、求職活

すること。

(イ) [略]

イ 保育の必要性に係る事由が就労である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 保育の必要性に係る事由が就労(規則第1条第1号)である場合における保育必要量の認定は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間認定とすること。

[(イ)・(ウ) 同左]

ウ 保育の必要性に係る事由が就労以外の事由である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 就労以外の事由については、例えば同居の親族を常時介護又は看護している場合(規則第1条第4号)であっても、付添いに必要な時間が人によって異なることが考えられることから、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とすること。

ただし、妊娠・出産(同条第2号)、災害復旧(同条第5号)及び虐待又はDVのおそれがあること(同条第8号)といった事由については、一律に保育標準時間認定とすること。(規則第4条第1項)

(イ) 保護者の疾病・障害(規則第1条第3号)、求職活動(同

動(同条第6号)及び育児休業取得時の継続利用(同条第9号)といった事由については、市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができること。(規則第4条第2項)

エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、新制度施行前の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

4 教育・保育給付認定の有効期間(法第21条、規則第8条)

[(1)~(3) 略]

5 [略]

6 経過措置(規則附則第2条等)

(1) [略]

(2) 経過措置の内容及び留意事項

ア 法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」(規則第1条の5第1号)について、1か月当たりの労働時間数を48時間から64時間までの範囲に限定せず、市町村が定

条第6号)及び育児休業取得時の継続利用(同条第9号)といった事由については、市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができること。(規則第4条第2項)

エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

4 支給認定の有効期間(法第21条、規則第8条)

[(1)~(3) 同左]

5 [同左]

6 経過措置(規則附則第2条等)

(1) [同左]

(2) 経過措置の内容及び留意事項

ア 法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、保育の必要性の認定に係る事由のうち「就労」(規則第1条第1号)について、1か月当たりの労働時間数を48時間から64時間までの範囲に限定せず、市町村が定める

めることができることとしたこと。(規則附則第2条)

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるもの法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められた「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、新制度施行前において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

[ウ・エ 略]

7 優先利用

(1) 趣旨

新制度施行前において、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い(以下「優先利用」という。)を行っている事例が見られた。

新制度の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行

ことができることとしたこと。(規則附則第2条)

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められる「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、現行において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

[ウ・エ 同左]

7 優先利用

(1) 趣旨

現在、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い(以下「優先利用」という。)を行っている事例が見られる。

今般、法の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行

うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

（2）優先利用に関する基本的考え方

ア [略]

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第1条の5第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

（2）優先利用に関する基本的考え方

ア [同左]

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第1条第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

ひとり親家庭

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく配慮義務がある。

[~ 略]

小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項各号に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができることとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

— 運営基準第42条第4項の規定により、同条第1項第3号に規定する連携施設を不要とする場合は、市町

ひとり親家庭

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。)に基づく配慮義務がある。

[~ 同左]

小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができることとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

[加える。]

村において、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を適切に講じること。

[略]

8 [略]

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

1 特定教育・保育施設の確認

[項を削る。]

[同左]

8 [同左]

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 確認の申請（法第31条第1項、規則第26条）

特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、規則第26条各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請にかかる施設の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならないこととされている。

これらの事項のうち、法の施行に際し新たに作成する必要がある運営規程（同条第9号）等については、その規定すべき内容が確定できない場合があり得ることから、当該確認の申請の段階では現時点での案の提出を求め、内容が確定した

(1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

[ア～ウ 略]

エ 利用定員と認可定員との関係

(ア) [略]

(イ) 実際の利用者数が認可定員を超える状況にある施設については、当該認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、認可権者において、認可基準を満たすように必要な指導監督を行うとともに、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。ただし、当該施設が私立幼稚園（認定こども園を含む）である場合に、認可権者の判断により、法第27条第1項の規定による確認を受けてから5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り、実際の利用者数に応じた認可基準を満たしており、かつ、認可定員の適正化に取り組んでいる場合（認可定員の増加の認可申請中又は申請予定である場合や、新規入園者の計画的な減少等による実際の利用者数の適正化に取り組んでいる場合）であって認可権者が適当と認めるときは、例外的に認可定員を超えて利用定員を設定することを可能とすること。この取扱いは、市町村子ども・子育て支援事業計画に係る協

後速やかに差し替える等、適宜柔軟に取り扱うこととして差し支えないこと。

(2) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

[ア～ウ 同左]

エ 利用定員と認可定員との関係

(ア) [同左]

(イ) 実際の利用者数が認可定員を超える状況にある施設については、当該認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、認可権者において、認可基準を満たすように必要な指導監督を行うとともに、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。ただし、当該施設が私立幼稚園（認定こども園を含む）である場合に、認可権者の判断により、法第27条第1項の規定による確認を受けてから5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り、実際の利用者数に応じた認可基準を満たしており、かつ、認可定員の適正化に取り組んでいる場合（認可定員の増加の認可申請中又は申請予定である場合や、新規入園者の計画的な減少等による実際の利用者数の適正化に取り組んでいる場合）であって認可権者が適当と認めるときは、例外的に認可定員を超えて利用定員を設定することを可能とすること。この取扱いは、市町村が利用定員の認定に係る法第31条第

議の際に、都道府県の私立幼稚園担当部局において当該変更内容を確認すること。

オ 利用定員を超える受入れ

[(ア)・(イ) 略]

(ウ)連続する過去一定年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあっては2年間、保育所及び認定こども園(2・3号認定)にあっては5年間)常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合であって、(イ)の見直しが行われないときは、法に基づく給付費を減算する等の措置を講ずること。

(エ)実際の利用者数が利用定員又は認可定員を超えることとなる場合の法に基づく給付費の減算の取扱い等については、別途通知すること。

カ [略]

(2) 合議制の機関等からの意見聴取(法第31条第2項)

法第31条第2項の規定による合議制の機関等からの意見聴取は、個々の施設の利用定員について行う必要があるが、その際、当該施設ごとに個別に付議するのではなく、複数の施設をまとめて付議するなど、各自治体の判断等により、適

3項の協議の際に、都道府県の私立幼稚園担当部局が中心となって判断し、その可否について市町村へ回答することとする。

オ 利用定員を超える受入れ

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ)連続する過去2年度間常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合であって、(イ)の見直しが行われないときは、法に基づく給付費を減算する等の措置を講ずる予定であること。

(エ)実際の利用者数が利用定員又は認可定員を超えることとなる場合の法に基づく給付費の減算の取扱い等については、別途通知すること。

カ [同左]

(2) 合議制の機関等からの意見聴取及び都道府県知事との協議(法第31条第2項及び第3項)

法第31条第2項の規定による合議制の機関等からの意見聴取及び同条第3項の規定による都道府県知事との協議は、個々の施設の利用定員について行う必要があるが、その際、当該施設ごとに個別に付議又は協議するのではなく、複

宜簡素化することも差し支えないこと。

(3)・(4) [略]

2 特定地域型保育事業者の確認

(1) [略]

(2) 確認の効力の及ぶ範囲

特定地域型保育事業者の確認については、事業所の所在地の市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村((2)において「他の市町村」という。)の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はないこと。

数の施設をまとめて付議又は協議するなど、各自治体の判断等により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

(3)・(4) [同左]

2 特定地域型保育事業者の確認

(1) [同左]

(2) 確認の効力の及ぶ範囲

ア 特定地域型保育事業者の確認については、特定教育・保育施設の確認とは異なり、市町村長による確認の効力は、当該市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費について及ぶものである。

このため、当該市町村以外の市町村((2)において「他の市町村」という。)の区域に居住地を有する者が当該事業を利用しようとする場合には、当該他の市町村の長が、別途改めて確認を行う必要があること。

イ 法第43条第1項の申請を受けた市町村長(以下「被申請市町村長」という。)が、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村に事業所がある特定地域型保育事業者の確認をしようとするときは、当該事業所の所在地の市町村長(以下「所在地市町村長」という。)の同意を得る必要があること。ただし、被申請市町村長と所在地市町村長と

<p>第4 その他</p> <p>第1から第3までに掲げる<u>教育・保育給付認定及び確認</u>に係る留意事項以外の規則及び運営基準の取扱いに係る留意事項については、別途通知する。</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p><u>の協議により、当該同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでないこと。(法第43条第4項)</u></p> <p><u>ウ イのただし書の場合において、所在地市町村長が当該事業所に係る特定地域型保育事業者の確認をしたときは、同時に、被申請市町村長による確認があったものとみなされること。(法第43条第5項第1号)</u></p> <p><u>また、所在地市町村長が既に当該事業所に係る特定地域型保育事業者の確認をしているときは、被申請市町村長に当該申請があった時点で、被申請市町村長による確認があったものとみなされること。(法第43条第5項第2号)</u></p> <p>第4 その他</p> <p>第1から第3までに掲げる<u>支給認定及び確認</u>に係る留意事項以外の規則及び運営基準の取扱いに係る留意事項については、別途通知する。</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">[同左]</p>
---	--

以上	以上
備考 表中の [] の記載は注記である。	